

公 営 企 業 評 議 会

労働組合法適用の優位性いかし、要求実現の先頭に

県内自治体で公営企業法が適用される職場は、水道58、下水道16、病院12、国民宿舎1ほどあり（2017年3月末）その職場で働く職員には地方公営企業労働関係法・労働組合法が適用されます。労働組合としての有利な権利保障を活かすため、当初は法律が適用された水道職場で評議会がつけられましたが、今や下水道にも法適用する自治体が増えています。とくに市では「上下水道部」と、組織統合されている例が多く、今後の評議会組織の整備で強力な労働組合運動の可能性を秘めています。

あらためて水道とは

憲法 25 条には「国は～公衆衛生の向上～に努めなければならない」とあり、これを根拠に

制定された水道法 1 条では「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与する」ことを水道の使命としました。

水道の水と、コンビニで売の水は本質が異なります。水道の水は、供給者が人間の尊厳を保障するための水です。だから、所得や地域に関係なく、清浄・安全な水を、誰にでも、最低のコストで供給する責務を水道事業者が担うことになっているのです。

抜本改革の名で利益追求の水道へ

ところが、県内市部の水道（35市、3企業団）事業では右表のとおり、現行運営体制維持は8団体に止まり、他は民間譲渡、広域化、包括的民間委託のいずれかを計画（実施）しています。（一つの団体で複数の回答も有り）

市部水道の将来計画

事業廃止	0
民営化・民間譲渡	1
広域化 広域連携	21
包括的 民間委託	15
現行を 継続	8

そして国は、施設の所有権は自治体が保有したまま、運営権を民間に譲渡するコンセッション方式の導入を進めようとしています。これは国内水道を人権保障ではなく営利企業に変質させるものです。その先には、公営水道のノウハウを民間企業が習得し、海外の水道ビジネスに進出をねらう安倍成長戦略があります。

元気な県職企業局支部が 直営充実！ 職員増員と技術継承！ を要求

市町村水道の民間委託・広域化が進むもとでも、県職企業局支部は「県民のための水道」「持続可能な水道」の視点で運動を進めています。水道職場でも業務量の増加や複雑化に伴い職員の精神的ストレスは増加しており、安全衛生委員会活動の強化にとりこんでいます。



そして、県本部公営企業評議会に一人でも多くの市町村水道関係者の参加を呼びかけています。